

# 予算決算委員会経済環境分科会記録

[第1日目]

1 日時 令和3年9月6日（月曜日）

開 会 午前10時30分

散 会 午前10時45分

2 場 所 第3委員会室

3 出席委員 9人

分科会長 押 田 大 祐

分科会副会長 尾 上 一 彦

委 員 飯 山 勝 彦

// 澤 田 和 秀

// 泉 英 之

// 上 野 蛭

// 舎 川 智 也

// 松 尾 茂

// 鋪 田 博 紀

4 欠席委員 0人

## 5 説明のため出席した者

### 【商工労働部】

部長	大場 一成
部次長	梅沢 宗仁
部次長（コンベンション・薬業・観光振興担当）	竹井 博文
商業労政課長	高橋 洋
商業労政課主幹（調整担当）	仙石 正明

## 6 職務のため出席した者

### 【議会事務局】

議事調査課長	野嶽 誠司
議事調査課主任	牧石 真理
議事調査課主事	北山 栞

## 7 会議の概要

分科会長      ただいまから、令和3年9月定例会の予算決算委員会経済環境分科会を開会いたします。審査に先立ち、分科会記録の署名委員に、上野委員、舎川委員を指名いたします。

                  なお、ただいま指名いたしました署名委員が欠席の場合は、当日出席の年長委員にお願いいたします。

                  本日は、当分科会に送付されました商工労働部所管の先議分の議案の審査を行いますが、質疑については、議案に直接関係あるものだけをお願いいたします。

                  また、委員及び当局の皆さんに申し上げますが、質疑・答弁及び説明については、簡潔・明瞭に行っていただきますようお願いいたします。

                  なお、マスクで声が聞き取りにくいことから、発言する際は、はっきりと大きな声でお願いいたします。

                  これより、商工労働部所管分の議案の審査を行います。

                  議案第190号 令和3年度富山市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正中、歳出全部を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

商工労働部長 〔挨拶〕

商工労働部次長 〔予算の概要について、  
議案説明資料により説明〕

商業労政課長 〔事業内容について、  
議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

鋪田委員 事業者の方からいろいろと御要望を聞く中で、  
当局にも対応いただき、こうした事業をやっ  
ていただくことは自民党会派としても大変あ  
りがたく思います。  
また、先議ということで、これを速やかに可  
決し、支援をしていただきたいと私たちの会  
派としても思っております。  
事業内容の米印のところに上乘せ補助と書いて  
ありますが、事業者の皆様からすると、こ  
の給付を速やかに受ける必要があるわけです。  
手続についてはどのように考えていらっしゃる  
のかお尋ねいたします。

商業労政課長 まず、手続につきましては、本日に先議ということで、先に議決をいただきました後、遅くとも明日の午前中には市のホームページで申請書等のダウンロードができるような形にしたいと考えております。

鋪田委員 事業者の方からすると、必要な書類などをいろいろとそろえる必要もあるわけですが、県の上乗せということですか。スピード感のある給付が必要になるということですが、これについては何か工夫をされる予定でしょうか。

商業労政課長 委員がおっしゃったように、今回は県の上乗せ補助という形でございますので、県の給付金等の支給がされたという証明につきましては、振込先の通帳のコピーを一要件は売上高などの書類は必要とせず、県の給付金等が振り込まれたことを証として提出いただくこととし、なるべく簡素な形で申請していただくことを考えております。

舎川委員 今ほど鋪田委員からもありましたが、スピーディーに対応していただいたことに対して非常にうれしく思います。  
先般も、富山小売酒販組合の方とも直接面談していただき、思いを聞いていただいたこと

に関して本当に感謝を申し上げます。

今回の補助事業につきましては県の事業の要件に合ったものが対象ということで、50%の売上げ減少ということがまず前提となっているわけでございますけれども一去る6月定例会ではP a y P a yの事業、そして9月定例会でこういった事業をされるという提案です。

新型コロナウイルス感染症については終息までもうしばらくかかるかと思いますが一今回はスピーディーな対応ということで皆さん大変喜んでおられます。富山市がすぐ対応してくれてうれしかったとこちらにも連絡がありました。

しかし、今後こういった状況が続く中で、例えば、今は売上げ50%減と県に合う形での対応となりますが、売上げ30%減など、今後もう少し柔軟に、売上げに見合ったような補助について考えられるのかどうか、富山市独自の要件がつくれるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

商工労働部長 今、舎川委員がおっしゃったとおり、いろいろな業種、特に酒販小売店関係から要望を受けたわけでございます。

本年10月からキャッシュレス決済ポイント

還元事業の実施を予定しておりますが、これは飲食業等を対象に行うものですが、付随する業種の方も結構多いのです。

いろいろな業種の先行きを今後注視しながら、国や県の動向も踏まえて、必要な場合は支援を検討してまいりたいと考えております。

舎川委員

本当に一部の不況業種というような感じで一商工会や県のよろず支援拠点など、いろいろなところから御意見をお聞きしていると、これは事業者にもよりますけれども、やはり製造業は状況が非常によいということなのです。旅館や酒販小売は経済全体の中での一部の不況業種なのですが、そうなっている原因というのはまん延防止等重点措置で公のほうで事業を一旦止めているということですから、今後柔軟に見ていただいて、こういう不況業種のために行政でもお力添えをいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

泉委員

この財源についての確認というか質問なのですが、県がまず先行されて、富山市として独自実施ということなのですが、その財源たるものは、おおまかなベースの額が県費として指定されて、それで市のほうに下りてきているということなのか、あくまでも市町村単位

の補助金なのか、今回の協力金の仕組みについてお聞きします。

商業労政課長 今回の財源として充てさせていただいている国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業者支援分ということでございます。この事業者支援分につきましては、もともとできた当時は県レベルを対象に支給しておられました。これが今般、市町村レベルになるということで一全国で1,000億円だったと思うのですがけれども一富山市にも応分の配分があったということで、こういった支援金・給付金を支給できるような財源ができたということです。

澤田委員 議案説明資料2ページの(3)アの②の中に、事業者として運転代行業とありますけれども、運転代行業者の中には個人事業主として会社に登録しておられる方もいらっしゃるかと。県の前回の事業では支給対象になっていなかったのですが、この事業ではどうなっていますか。

商業労政課長 今回富山市で独自に上乗せするこの給付金につきましては、まず住所が富山市内の運転代



行業等の方で、なおかつ県の協力金の対象になっておられれば対象になります。逆に、県の対象になっていない場合は対象にはならないということになります。

澤田委員

ちょっと分かりづらかったのですが、運転代行業の会社が1つあるとして、そこに運転手さんたちが個人事業主として登録してある場合、前回の県の事業ではお金をもらえなかったと言っているのです。

運転代行業では、個人事業主として会社に登録している方が結構多いらしいのです。会社で支給されても、その人たちはもらえなかったという話も聞いたので、その辺の仕組みがどうなっているのか。そういう思いで今回質問させていただきました。

商業労政課長

今のケースで申し上げますと、その事業所に対しての支援は今回もあるかと思いますが、いわゆる登録されている個人事業主、従業員のな方につきましては、恐らく支援の対象にならないだろうと考えております。

県の判断にもよりますけれども、基本的には事業者に対して支援するものになります。

澤田委員

これはお願いですけれども、今後そういう方

たちにも行き渡るようにぜひお願いできない  
でしょうか。

運転代行業者の方は、実態的な数字を把握し  
ているわけではありませんけれども、今私が  
言ったように運転手として個人登録してある  
方が本当に多いらしいのです。そういう人た  
ちには1円も回ってこないというのが実情ら  
しいので、その辺りをもう1回検討してい  
ただいて、今回は間に合わないかもしれませ  
んけれども、もし次にこういうことがあれば、  
そういう方たちにもちゃんと行き渡るよう  
に仕組みをつくっていただけたらと思います。  
よろしく申し上げます。

分科会長           ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長           ほかにないようですので、これをもって議案  
の質疑を終結いたします。

これより、議案第190号中歳出全部の意見  
の表明を行います。

意見の表明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長

意見の表明なしと認めます。

以上で、経済環境分科会商工労働部所管分の先議分の議案の審査を終了いたします。

これで、当分科会に送付されました、先議分の議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

本日審査いたしました議案について、この後の予算決算委員会にて分科会長報告を行います。その内容については、正・副分科会長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長

それでは、そのように取り計らいます。

次回は、9月17日（金曜日）に分科会を開き、環境部、商工労働部、農林水産部所管分の議案の審査等を行います。

本日は、これをもって散会いたします。